

大 市 総 第 8 9 号
令 和 元 年 9 月 2 日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大 村 市 各 行 政 委 員 会 委 員 長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大 村 市 長 園 田 裕 史

市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 別 紙 (写) の と お り 告 示 し た の で 通 知 し ま す 。

大村市告示第145号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月2日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和元年9月11日（水） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第48号議案	大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	(1)
第49号議案	大村市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例	(3)
第50号議案	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	(4)
第51号議案	大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例	(5)
第52号議案	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(7)
第53号議案	大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例	(18)
第54号議案	公の施設の指定管理者の指定について（伊勢町ふれあい館及び中地区ふれあい館）	(19)
第55号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市西大村地区コミュニティセンター）	(20)
第56号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市西大村本町地区コミュニティセンター）	(21)
第57号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市松並地区コミュニティセンター）	(22)
第58号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。））	(23)
第59号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市野岳湖公園）	(24)
第60号議案	市道路線の認定について	(25)
第61号議案	土地の買入れについて	(26)
第62号議案	土地の売払いについて	(27)
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）	(28)
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）	(30)
第63号議案	専決処分の承認について（令和元年度大村市一般会計補正予算（第2号））	
第64号議案	専決処分の承認について（令和元年度大村市一般会計補正予算（第3	

号))

- 第 6 5 号議案 令和元年度大村市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 6 6 号議案 令和元年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 7 号議案 令和元年度大村市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 8 号議案 令和元年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 9 号議案 平成 3 0 年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 0 号議案 平成 3 0 年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 7 1 号議案 平成 3 0 年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 2 号議案 平成 3 0 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 3 号議案 平成 3 0 年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 4 号議案 平成 3 0 年度大村市病院事業決算の認定について
- 第 7 5 号議案 平成 3 0 年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 6 号議案 平成 3 0 年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 7 7 号議案 平成 3 0 年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第 7 8 号議案 平成 3 0 年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 7 9 号議案 平成 3 0 年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第 1 4 号 平成 3 0 年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第48号議案

大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(大村市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 大村市職員の旅費に関する条例（昭和32年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第1号、第3号」を「第2号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第5項中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年大村市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年大村市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。
(大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年大村市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。
(大村市消防団員の任免等に関する条例の一部改正)

第7条 大村市消防団員の任免等に関する条例(昭和27年大村市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大村市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法等の改正を踏まえ、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第49号議案

大村市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

(大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 大村市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和53年大村市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第12条第1項第3号中「氏、」を「氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)、」に改める。

(大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(平成30年大村市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年8月1日」を「令和2年8月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の改正により住民票等への旧氏の記載が可能となることを踏まえ、旧氏の印鑑を登録できるようにするとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第50号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第51号議案

大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例（昭和29年大村市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表第1に定める額を超えない範囲において規則で定める額」を「0円」に改め、同項第2号中「当該子どもの属する世帯の区分に応じ、別表第2に定める額を超えない範囲において規則で定める額」を「0円」に改め、同項第3号中「別表第3」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中

9,000円	9,000円
--------	--------

を

「

0円	0円
----	----

」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表において「標準時間保育」及び「短時間保育」とは、規則で定める保育をいう。
- 2 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。
- 3 この表において「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。

別表第3を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、大村市立認定こども園等の利用者負担額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第52号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第28号とし、第18号から第23号までを4号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を削り、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超

えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する

特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定によ

る特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」とあるを「教育・保育給付認定子ども」とあるに、「支給認定子ども」とするを「教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とするに改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とするを「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とするに改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「同条に規定する小規模保育事業B型をいう」を「家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第27条に規定する小規模保育事業C型」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規

定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「にあつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の

補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し

中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定こどもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認

定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、

「（法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第 3 条を削り、附則第 4 条を附則第 3 条とする。

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5 年」を「10 年」に改め、同条を附則第 4 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 11 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

幼児教育・保育の無償化等による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱い及び連携施設の確保に関する規定について改正するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 5 3 号議案

大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大村市水道事業給水条例（昭和 3 4 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 1 号中「第 4 条第 3 号に規定する」を削り、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき 1 件につき 5, 0 0 0 円

第 3 8 条第 9 号及び第 1 0 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 1 1 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第55号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市西大村地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 大村市諏訪2丁目536番地63
西大村地区コミュニティセンター運営委員会
会長 森永 裕幸
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

第56号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市西大村本町地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 大村市西大村本町213番地1
西大村本町地区コミュニティセンター運営委員会
会長 原田 芳伸
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

第57号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市松並地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 大村市森園町1642番地4
松並二丁目町内会
会長 江川 公昭
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

第58号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
- 2 指定管理者 SINCO・NBC-SOCIA JV
代表者 大村市東三城町6番地1
株式会社 シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

第59号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市野岳湖公園
- 2 指定管理者 大村市竹松本町1128番地
有限会社 野田清掃社
代表取締役 野田 孝則
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年9月11日提出

大村市長 園 田 裕 史

第60号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
10094	福重町1号線	福重町	福重町	
20220	沖田町2号線	沖田町	沖田町	
20221	松並二丁目8号線	松並二丁目	松並二丁目	
40265	雄ヶ原町3号線	雄ヶ原町	雄ヶ原町	
40266	雄ヶ原町4号線	雄ヶ原町	雄ヶ原町	

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

第61号議案

土地の買入れについて

次のとおり土地を買い入れる。

- 1 買入れの目的 新幹線新大村駅（仮称）周辺整備事業用地
- 2 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積	備考
大村市植松3丁目115番1	雑種地	11,912.88㎡	長崎県 持分 3分の2 大村市土地開発公社 持分 3分の1
大村市植松3丁目144番1	雑種地	317.64㎡	
大村市植松3丁目157番3	雑種地	6.20㎡	
合計		12,236.72㎡	

- 3 取得予定価格 305,356,295円

- 4 買入れの相手方 長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 中村 法道
大村市玖島一丁目25番地
大村市土地開発公社
理事長 吉野 哲

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

第62号議案

土地の売払いについて

次のとおり土地を売り払う。

1 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積
大村市雄ヶ原町1723番2	雑種地	8,968.07㎡

- 2 売払いの方法 随意契約
- 3 売払い価格 89,680,700円
- 4 売払いの相手方 新潟県長岡市石動町字金輪525番地
マコー株式会社
代表取締役 松原 幸人

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

報告第12号

専決処分の報告について

大村公園駐車場内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

報告第13号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園田裕史

